

**税源移譲による所得税・住民税の変化・モデル試算（年間）**

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲	税源移譲後（単位：円）			税源移譲による増減(Δ)額（単位：円）		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	△62,000	62,000	0
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	△97,500	97,500	0
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	△97,500	97,500	0
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	△97,500	97,500	0

●夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲	税源移譲後（単位：円）			税源移譲による増減(Δ)額（単位：円）		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0	0	0
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	△59,500	59,500	0
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	△97,500	97,500	0
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	△97,500	97,500	0

夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当するものとして計算しています。一定の社会保険料分が所得から控除されるものとして計算しています。  
 ★この表は税源移譲による負担変動を示すものです。税源移譲前の金額は、定率減税廃止後の金額となっています。



**定率減税が廃止されました**  
 景気対策のため暫定的な負担の軽減措置として導入された定率減税は、国の税制改正により、廃止されました。給与所得者の場合、所得税の定率減税は18年12月まで、住民税の定率減税は19年5月納付分までで廃止されました。

【改正前の定率減税の内容】  
 ●所得税：税額の10%相当額を控除（12万5千円を限度）  
 ●住民税：税額の7.5%相当額を控除（2万円を限度）  
 税源移譲による負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税負担が増えます。

**定率減税の廃止による負担増・モデル試算（年間）**

●独身者の場合

給与収入	定率減税廃止による負担増（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	12,400	4,900	17,300
500万円	25,800	12,300	38,100
700万円	47,400	20,000	67,400
1,000万円	96,600	20,000	116,600

●夫婦と子ども2人の場合

給与収入	定率減税廃止による負担増（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	700	700
500万円	11,900	5,700	17,600
700万円	26,300	14,700	41,000
1,000万円	68,800	20,000	88,800

※前提条件は税源移譲のモデル試算と同じです。

**国民健康保険税 申告書の提出**

ご協力ください！

国民健康保険税の軽減のために、世帯主と加入者（被保険者）全員について、所得の申告が必要です。

前年の世帯の所得合計額が、一定基準以下ときは、均等割・平等割保険税が軽減（6割または4割）されます。

世帯の所得により判定しますので、住民税がかわらない世帯であっても未申告の場合、保険税が確定できないだけでなく軽減の判定もできませんのでご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与支払報告書または公的年金支払報告書のいずれも提出していない人がいる世帯には「国民健康保険税申告書」を6月中旬にお送りしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154〜156）へ。

※1 三位一体改革：国と地方のあり方を見直す中で、①地方への税源移譲、②国からの補助金などの削減、③地方交付税の見直しを一体で行うもの。  
 ※2 所得税：個人の所得（収入から経費などを引いたもの）に対してかかる税金。国の財源となります。  
 ※3 住民税（県民税・町民税）：個人の住民税には、所得の額にかかわらず均等の額を負担する「均等割」と、所得の額に応じて負担する「所得割」があります。県民税と町民税を一括して町に納めます。

**税負担は変わるの？**  
 税源移譲によって住民税が増え、所得税が減るため、「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。  
 ※住民税所得割の税率は、税源移譲前は課税所得金額に応じて5%、10%、13%であったものが一律10%に、所得税の税率は10%、37%の4段階であったものが5%、40%の6段階になります。

**税率が変わります**  
 住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないにかかわらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。これによって高所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。  
 ※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

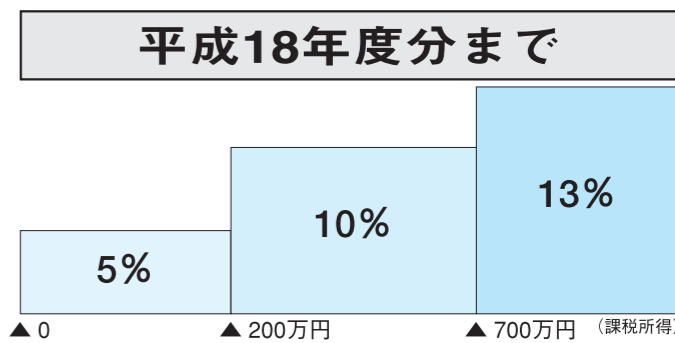
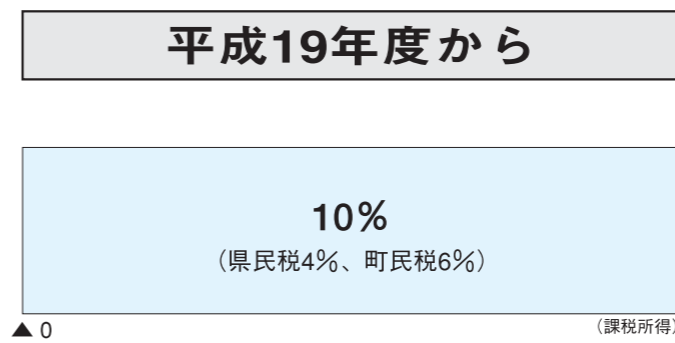
三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ、国全体で三兆円の税源移譲が行われます。  
 国と地方の税の配分を変え、地方公共団体が自主的に財源を確保し、自らの責任において、より効率的に行政サービスを行うことが可能となります。

国から地方へ

# 税源移譲

## 所得税と住民税が変わります

### 税源移譲により



※図中の税率は、県民税と町民税を合わせたものです。

●課税所得にかかわらず、一律10%  
 ◎たとえば、課税所得が300万円の場合…  
 $300万円 \times 10\% = 30万円$   
 ※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

●200万円までの課税所得は税率5%  
 ●200～700万円までの課税所得は税率10%  
 ●700万円超の課税所得は税率13%  
 ◎例えば、課税所得が300万円の場合…  
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

●課税所得とは？…皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。